

岩手県告示第576号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和6年12月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）農地の所在等

所在	地番	地目	面積
宮古市長沢第9地割	280番	田	m ² 1,987

（2）利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和7年3月1日	5年間	41,725円

（3）利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 佐々木 隆 盛岡市神明町7番5号

（4）農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確認することができない。令和6年11月1日、農地法第41条第2項において準用する同法第38条第1項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申出はなかった。

（5）補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局宮古支局に補償金を供託する。

（6）その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局宮古支局において、補償金の還付を受けることができる。

2（1）農地の所在等

所在	地番	地目	面積
一関市花泉町金沢字面門	163番	田	m ² 2,756

（2）利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和7年3月1日	5年間	26,415円

（3）利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 佐々木 隆 盛岡市神明町7番5号

（4）農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確認することができない。令和6年11月1日、農地法第41条第2項において準用する同法第38条第1項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申出はなかった。

（5）補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局水沢支局に補償金を供託する。

（6）その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局水沢支局において、補償金の還付を受けることができる。